令和2年度 広尾町社会福祉協議会事業計画 (案)

◎ 事業 方針

国においては、「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置付けた政策が進められています。

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことであり、これまで社協や福祉関係者等が進めてきた地域福祉推進の基盤整備と地域での実践をより一層地域住民に対して促進することが重要となって来ています。

こうした施策の流れは、市町村による包括支援体制等を構築する試みであり、まさに、社協が取り組んできた方向性に合致し、社協への期待がますます大きくなる現われでもあります。各地域には社協に代わる組織も多数存在していることを認識し、地域住民と向き合い、こうした関係機関や組織とも連携・協働し、さらに広尾町と協議を図りながら危機感を持って課題に対応していくことが求められ、社協本来の事業である小地域福祉活動の充実・強化を図ることが重要です。

さらに、成年後見、生活困窮者支援などのあらゆる生活課題への解決力 を高め、社協の存在意義を積極的に発信していく必要があります。

こうした情勢を踏まえ、法人として公共性の高い広尾町社協は住民との対話により、福祉ニーズを住民と協働で考え、共に「豊かな福祉のまちづくり」に向けての役割を果たして行かなければなりません。

社協は現在の厳しい財政状況下にあっても、地域福祉のプロとして役職員一人ひとりが意識をもち、「地域に伝えていく力」が必要であると考えます。

社協の「社会的価値」を高めるとともに、地域からそして住民から常に信頼される社協を目指して、事業を推進して参ります。

◎重点目標

- 1 在 宅 福 祉 事 業 の 充 実
- 2 生活困窮者の自立支援
- 3 地 域 ボランティアの育 成

◎具体的事業計画

1. 法人運営事業

- (1)日常生活自立支援事業
- (2)ボランティアポイント取扱い事務
- (3)社 協 だよりの発 行(年2回)
- (4)法外援護資金の貸付
- (5)低所得者(歳末助け合い)への支援 12月
- (6)各種研修会参加
- (7)各種福祉団体所管事務局(老連·身障分会·母子会·遺族会·GB協会·ボ連·共募)

(11)コミュニティーソーシャルワーカーの配置 csw (12) 介 護 職 員 初 任 者 研 修 の 実 施

2. 福祉団体等の育成

- (1)身障分会活動推進助成
- (3)殉公遺族会活動推進助成
- (5)老人クラブ連合会活動推進助成
- (7)民生児童委員協議会活動助成
- (2)母子寡婦会活動推進
- (4)ゲートボール協会活動推進
- (6)保護司会活動助成
- (8)各地区サロンの育成・助成

3. 地域福祉事業の実施

- (1)第28回福祉まつりの開催9月
- (3)ボランティア連協活動の推進
- (5)小地域ネットワーク事業の推進
- (7)無縁仏供養祭の実施8月
- (9)高齢者ふれあい昼食会の実施(2回)
- (2)高齢者スポーツ大会の開催 10月
- (4)レクリェーション教室の開催
- (6)共同募金活動の推進
- (8)広尾町民へ弔電の発送
- (10)生活支援コーディネーターの配置 sc
- 4. 福祉有償運送事業の実施
- 5. ホームヘルプセンターひろおの運営
- 6. デイサービスセンターひろおの運 営
- 7. ケアプランセンターひろおの運 営
- 8. 生活福祉資金等貸付事業
- 9. 総 合 相 談 支 援 事 業 (受託事業)
- **10. 成 年 後 見 あんしんセンター事 業 (受託事業)**
- 11. 軽 度 生 活 支 援 事 業 (受託事業)
- 12. 転 倒 骨 折 予 防 教 室 事 業 (受託事業)
- 13. 高齢者生活支援ハウス「なごみ」の運営 (受託事業)
- 14. 介護予防・福祉サービス利用援助事業 (受託事業)
- 15. 高 齢 者 勤 労 事 業 部 の事 業 (公益事業)
- 16. その他 福 祉 活 動 推 進 事 業